

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 東海財務局長

**【提出日】** 2019年7月2日

**【会社名】** 中部日本放送株式会社

**【英訳名】** CHUBU-NIPPON BROADCASTING CO., LTD

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 杉浦正樹

**【本店の所在の場所】** 名古屋市中区新栄一丁目2番8号

**【電話番号】** 052-241-8111（代表）

**【事務連絡者氏名】** 総務部長 櫻井正司

**【最寄りの連絡場所】** 名古屋市中区新栄一丁目2番8号

**【電話番号】** 052-241-8111（代表）

**【事務連絡者氏名】** 総務部長 櫻井正司

**【縦覧に供する場所】** 株式会社 名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【提出理由】

2019年6月27日開催の当社第93期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月27日

### (2) 決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

- ・株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金15円  
総額395,978,475円
- ・効力発生日  
2019年6月28日
- ・その他の剰余金の処分に関する事項  
増加する剰余金の項目及びその額  
別途積立金1,000,000,000円  
減少する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金1,000,000,000円

#### 第2号議案 取締役13名選任の件

取締役として、大石幼一、杉浦正樹、小山 勇、岡谷篤一、河野英雄、安井香一、河津市三、茶村俊一、池田桂子、林 尚樹、升家誠司、近藤 肇及び林 正治の13氏を選任する。

#### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、伊藤道之、柴田昌治及び三田敏雄の3氏を選任する。

<株主提案（第4号議案から第14号議案まで）>

#### 第4号議案 剰余金の処分の件

- ・株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金47円  
総額1,240,732,555円
- ・効力発生日  
平成31年6月28日

#### 第5号議案 配当政策に係る定款変更の件

当社の定款に以下の条文を新設する。

(配当政策)

第46条 当社は、純資産配当率(DOE)2.5%以上を基準として、毎期の配当を行う。

#### 第6号議案 自己株式の取得の件

本定時株主総会終結の時から1年以内に当社普通株式を、株式総数2,600,000株、取得価額の総額2,600,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得する。

#### 第7号議案 政策保有株式売却に係る定款変更の件

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 政策保有株式

(政策保有株式の売却)

第47条 当社は、2019年3月末日時点において保有する政策保有株式の全てを、2021年3月末日

までに、速やかに売却するものとする。

第8号議案 株主優待制度導入に係る定款変更の件

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。

第9章 株主優待制度

(株主優待制度の導入)

第48条 当社は、2020年3月末日までに地域の特色を生かした株主優待制度を導入する。

第9号議案 東京証券取引所上場に係る定款変更の件

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。

第10章 証券取引所

(東京証券取引所への上場)

第49条 当社は、2020年12月末までに、名古屋証券取引所に加えて、東京証券取引所に上場する。

第10号議案 放送関連事業の強化に係る定款変更の件

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。

第9章 成長戦略

(放送関連事業の強化)

第50条 当社は、2021年3月末までに、地方放送局の再編を目的として、300億円以上の投資を行う。

第11号議案 不動産関連事業の強化に係る定款変更の件

当社の定款に以下の条文を新設する。

(不動産関連事業の強化)

第51条 当社は、2021年3月末までに、不動産関連事業において、200億円以上の投資を行う

第12号議案 取締役会の多様性確保に係る定款変更の件

当社の定款「第4章 取締役および取締役会」の第20条第2項として、以下の条項を追加する。

「当社の取締役のうち、過半数は社外取締役とし、1名以上は女性とする。社外取締役は、4年を超えて再任することはできない。また、社外取締役を除き、当社の株式を3万株以上保有しない者を取締役として選任してはならない。」

第13号議案 株主資本利益率の向上に係る定款変更の件

当社の定款「第4章 取締役および取締役会」の第23条第2項として、以下の条項を追加する。

「当社の株主資本利益率（ROE）が、5%を下回る場合には、3年を超えて、代表取締役を再任することはできない。」

第14号議案 資産運用責任の明確化に係る定款変更の件

当社の定款「第4章 取締役および取締役会」の第24条第2項として、以下の条項を追加する。

「取締役会は、その決議によって、不動産事業担当の取締役1名および有価証券運用担当の取締役1名を選定する。」

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	199,883	27,118	0	(注)1	可決 87.15
第2号議案 取締役13名選任の件				(注)2	
大石幼一	221,786	6,723	0		可決 96.06
杉浦正樹	222,223	6,286	0		可決 96.25
小山 勇	226,007	2,502	0		可決 97.89
岡谷篤一	226,076	2,433	0		可決 97.92
河野英雄	226,494	2,015	0		可決 98.10
安井香一	226,493	2,016	0		可決 98.10
河津市三	226,048	2,461	0		可決 97.91
茶村俊一	226,518	1,991	0		可決 98.11
池田桂子	227,149	1,360	0		可決 98.39
林 尚樹	226,476	2,033	0		可決 98.10
升家誠司	226,476	2,033	0		可決 98.10
近藤 肇	226,452	2,057	0		可決 98.09
林 正治	226,474	2,035	0		可決 98.10
第3号議案 監査役3名選任の件				(注)2	
伊藤道之	226,520	1,989	0		可決 98.12
柴田昌治	226,617	1,892	0		可決 98.16
三田敏雄	216,465	12,044	0		可決 93.76

<株主提案（第4号議案から第14号議案まで）>

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第4号議案 剰余金の処分の件	27,090	199,913	0	(注)1	否決 11.81
第5号議案 配当政策に係る定款変更の件	28,408	200,103	0	(注)3	否決 12.30
第6号議案 自己株式の取得の件	28,678	199,833	0	(注)1	否決 12.42
第7号議案 政策保有株式売却に係る定款変更の件	9,048	219,463	0	(注)3	否決 3.92
第8号議案 株主優待制度導入に係る定款変更の件	4,398	224,113	0	(注)3	否決 1.90

第9号議案 東京証券取引所上場に 係る定款変更の件	6,123	222,389	0	(注)3	否決	2.65
第10号議案 放送関連事業の強化に 係る定款変更の件	3,806	224,706	0	(注)3	否決	1.65
第11号議案 不動産関連事業の強化 に係る定款変更の件	3,737	224,775	0	(注)3	否決	1.62
第12号議案 取締役会の多様性確保 に係る定款変更の件	5,277	223,235	0	(注)3	否決	2.29
第13号議案 株主資本利益率の向上 に係る定款変更の件	5,517	222,995	0	(注)3	否決	2.39
第14号議案 資産運用責任の明確化 に係る定款変更の件	4,068	224,444	0	(注)3	否決	1.76

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、会社提案の各議案については可決要件を満たすことが、また株主提案の各議案については可決要件を満たさないことが明らかになり、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上